

○総務省告示第六十一号

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定（平成十三年条約第十一号）第八条7の規定により日欧合同委員会から欧州共同体の適合性評価機関の登録について通報があったので、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十六年一月二十三日

総務大臣 麻生 太郎

- 1 登録年月日 平成15年12月19日
- 2 名称 CETTECOM ICT Services GmbH
- 3 住所 Untertürkheimer Str. 6-10, 66117 Saarbrücken, Germany
- 4 登録の対象

適合性評価手続	区分
(1) 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準に適合している旨の認定	端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成11年郵政省令第14号）第10条各号に定める区分
(2) 電気通信事業法（昭和59年法律	電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省

<p>第86号) 第50条の2第1項の試験の事業</p>	<p>令(平成11年郵政省令第15号)第3条第1項に定める第一種試験事業、第二種試験事業及び第三種試験事業</p>
<p>(3) 電波法(昭和25年法律第131号)第3章に定める技術基準に適合している旨の証明</p>	<p>特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令(平成15年総務省令第92号)による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(昭和56年郵政省令第37号。以下「旧規則」という。)</p> <p>第8条に定める第一種特定無線設備、第二種特定無線設備及び第三種特定無線設備</p>
<p>(4) 電波法第24条の2第1項の点検の事業</p>	<p>認定点検事業者等規則(平成9年郵政省令第76号)第2条第1項に定める特定無線設備点検事業(旧規則第2条に規定する特定無線設備について行う点検の事業に限る。)</p>